

リスク管理の体制

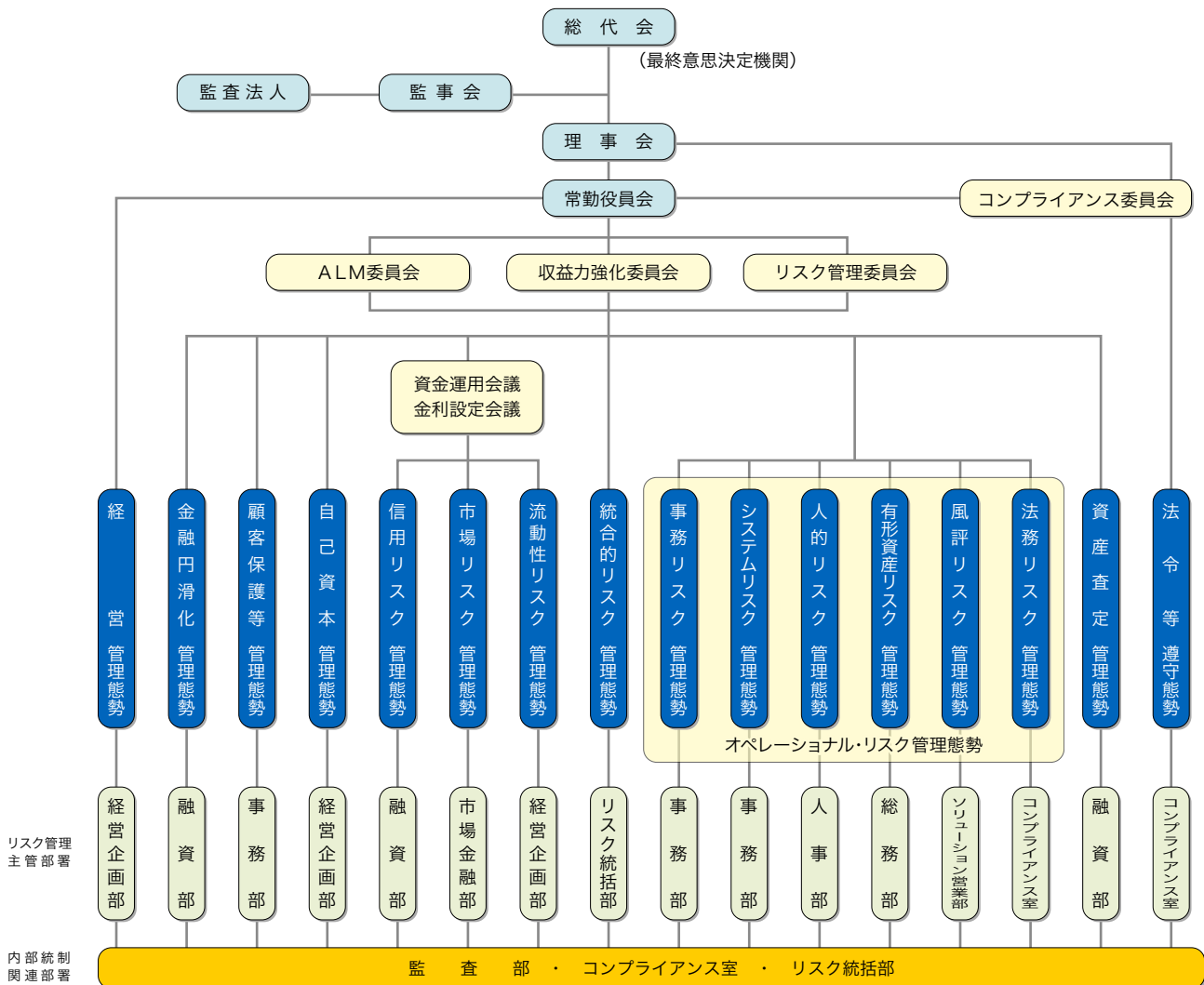
● 統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）も含めて、それぞれのリスク・カテゴリー毎（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等）に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

当金庫では、リスク種別毎に主管部署を定め、各リスクの特性に応じ適切に管理するほか、リスクを計量化し、経営体力に見合ったリスクテイクを行うよう管理を行っております。また、「リスク管理委員会」をはじめとした各種委員会等を設け、健全性の確保と収益性の向上に努めております。

ALM・リスク管理体制

令和元年7月1日現在



● 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランスを含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、日常業務に内在する、信用リスクを認識、測定、モニタリング、コントロールすることを通じ、健全性の確保、信用コストの削減、適正な収益の確保、自己資本の充実を図り、信用リスク管理態勢の整備に積極的に取り組んでおります。

● 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。具体的には、「金利リスク」「為替リスク」「価格変動リスク」が含まれます。

当金庫は、事業計画等の戦略目標、経営規模、経営体力（自己資本等）、特性を十分認識した上でのリスク・プロファイルに見合った適正な収益の確保に向け、市場リスク管理態勢の整備・確立に取り組んでおります。

● 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。

当金庫は、市場流動性の状況を適切に把握し対応するとともに、当金庫の資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰り態勢構築に努めております。

● オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。具体的には、「事務リスク」「システムリスク」「その他オペレーショナル・リスク」が含まれます。

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、常に事務リスク発生の危険度を把握し、規程等の整備、指導を図るとともに、厳正な事務管理に努めております。

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、情報資産保護に関する基本方針（セキュリティポリシー）に基づき、経営方針、経営計画に従い、管理体制を整備し、適切なシステムリスク管理運営を行っております。

その他オペレーショナル・リスクとして、「法務リスク」「人的リスク」「有形資産リスク」「風評リスク」があります。

法務リスクとは、お客さまに対する過失による義務違反及び不適切なビジネス・マーケット慣行から損失を被るリスクをいいます。

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正・差別的行為等により損失を被るリスクをいいます。

有形資産リスクとは、災害その他の事象により有形資産の毀損・損害を被るリスクをいいます。

風評リスクとは、評判の悪化や風説の流布等により損失を被るリスクをいいます。

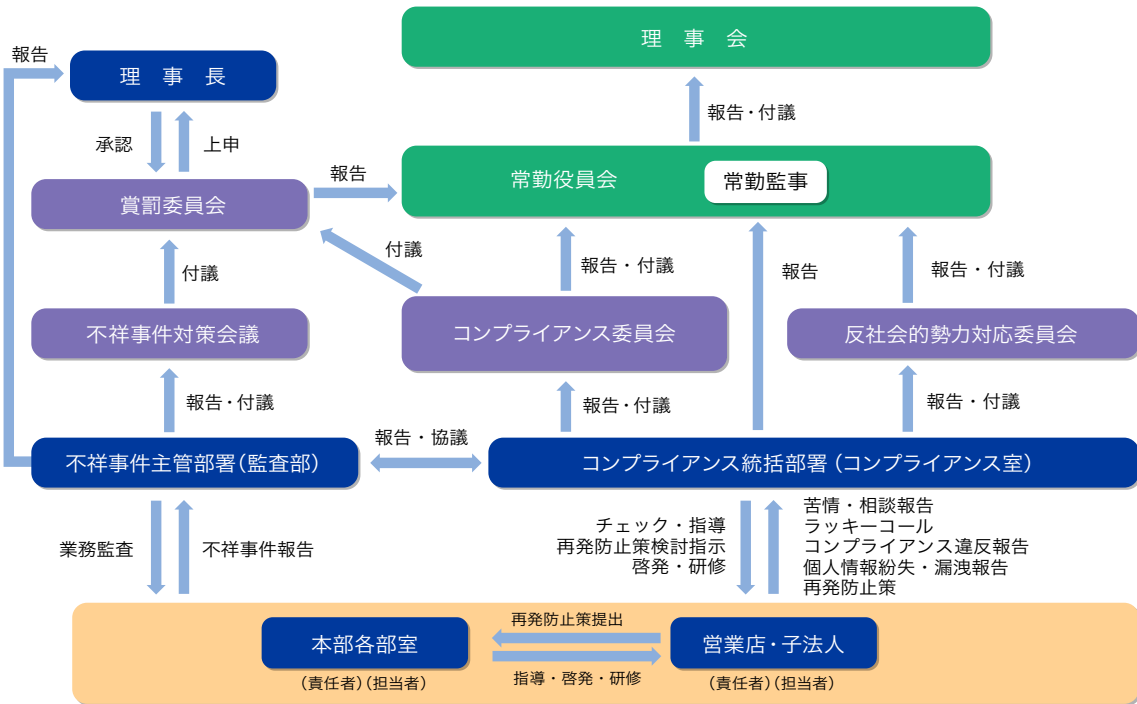
当金庫は、金庫業務の過程および各種システムの不適切または外的要因により被る損失が、金庫業務の健全性に影響を与えることを認識し、統合的なリスク管理を行っております。

法令遵守（コンプライアンス）の体制

● コンプライアンス体制について

信用金庫は、協同組織の金融機関として地域の中小企業及び地域住民の金融の円滑化を通じて、それぞれの地域社会に奉仕することが基本理念であり、地域に根ざした金融業務を行っており、一般企業にも増して公共性が高く、より高いレベルのコンプライアンスが求められます。したがって、私たち役職員一人ひとりの倫理意識の高揚と倫理行動の実践により、当金庫の企業風土として醸成し、役職員の日々の行動に自然に現れるようになることが求められています。

コンプライアンス組織図



● コンプライアンス・マニュアルについて

当金庫は、平成11年7月に「コンプライアンス・マニュアル」を制定、理事長以下役職員全員がマニュアルの意味を十分理解し、金融機関としての社会的責任と公共的使命を認識し強い遵法意識をもって行動しています。

「コンプライアンス・マニュアル」の理事長コミットメント（公約）

「コンプライアンス・マニュアル」は、例外なく全ての役職員が守らなければならない基本原則を標記したもので、ここに掲げるコミットメントは、公正かつ健全な金庫経営を実現し、金庫に与えられた社会的責任と公共的使命を果たしていくことを表明するものです。

コンプライアンスとは、金庫の全役職員が法令を始め行動綱領、諸規程・規則、更には倫理規範をも含めた社会規範等のルールを遵守することであると同時に、私たちがお客さまや地域の期待に応えるという意味も含まれています。信用金庫法に基づく、地域に根ざした金融業務は、一般企業にも増して公共性が高く、より高いレベルのコンプライアンスの実践が求められます。また、私生活においても行動綱領に則り、自らを律し確実に実践しなければなりません。

日本経済の回復基調は大都市、大企業が中心であり、地方の中小零細企業においては、景気回復の恩恵を受けている企業は限定的で特に、私たちの営業基盤である北九州においては、地元百貨店の一部閉店に象徴されるように、人口減少や少子高齢化の影響は顕著であり、市場の縮小や経営者の高齢化、後継者不足、人手不足など、私たちのお客様である中小零細企業は多くの課題に直面しています。また、フィンテックやキャッシュレスの進展は金融機関のあり方を根本から変える可能性を秘めており、それらの動向についても十分に認識し、対応していく必要があり、持続可能なビジネスモデルを築き上げるには、多くの課題が山積していると言えるでしょう。

そのような経済環境の下、私も福岡びびき信用金庫は、平成30年度より始まった中期3か年経営計画(平成30年度～平成32年度)の2年目は、テーマである『Change Challenge Create ～100年金庫に向けて～』と、ビジョン「強くて優しい・地域のことは何でも知っている・楽しくやりがいい信用金庫」を全役職員一人一人が意識して、より具体的にクリエイティブな発想で考え、行動に移し、実践します。重点施策は「地域で持続可能なビジネスモデル」を構築するために、①生産性の向上、②人事施策の高度化、③安定した財務基盤、④価値の創造という4つの切り口で好循環を作り上げます。今年は2年目にあたり、特に「中小企業融資(事業性融資)の強化」、「人材育成」をキーワードに、取組をさらに加速させていく上で、経営管理に伴うコンプライアンス態勢の充実・強化が求められており、役職員一人ひとりが当金庫の責任と使命を自覚し、信用金庫の原点に戻って営業活動を行うことが地域貢献への一歩と考えます。

我々役職員全員が「地域に暮らす人々の心と生活を豊かにする」という、テーマの意味を心に刻み、やり甲斐が持てる職場環境づくりに努め「地域を愛し、愛され、信頼される」強くて優しい信用金庫人の育成を目指すために、基本となる法令等遵守態勢の強化に取り組み、不祥事件を絶対に起こさないという風土作りに向けた研修や教育活動を実施し、コンプライアンスマインドの醸成を図ります。

金融ADR制度への対応

●苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ確に対応するための業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9:00~17:00)に最寄りの営業店または地域創生室(電話:0120-114-156)にお申し出ください。

証券業務に関する苦情は、当金庫が加入する日本証券業協会から苦情の解決業務等の委託を受けた「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(ADR FINMAC)」(電話:0120-64-5005)でも受け付けています。

●紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記地域創生室にお申し出があれば、福岡県弁護士の北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、久留米法律相談センター(電話:0942-30-0144)にお取次ぎいたします。また、お客様から各センターへ直接お申し出いただくことも可能です。

なお、お客様から全国しんきん相談所(9:00~17:00、電話:

03-3517-5825)にお申し出があれば、東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)へお取次ぎいたします。また、お客様から上記の各弁護士会センターに直接お申し出いただくことも可能です。

なお前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会についてはあらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫地域創生室」にお尋ねください。

このほかに、証券業務に関する紛争は、当金庫が加入する日本証券業協会から紛争の解決のあっせん等の委託を受けた上記「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(ADR FINMAC)」でも受け付けています。

【苦情・相談窓口】

営業店または下記の本部受付部署へお申し出ください。

福岡ひびき信用金庫 地域創生室および金融商品サービス室(証券業務に関するもの)

住 所:北九州市八幡東区尾倉2-8-1

T E L:0120-114-156(証券業務:093-661-2341)

受付時間:9:00~17:00(当金庫営業日)

受付媒体:電話、手紙、面談

主要な事業の種類

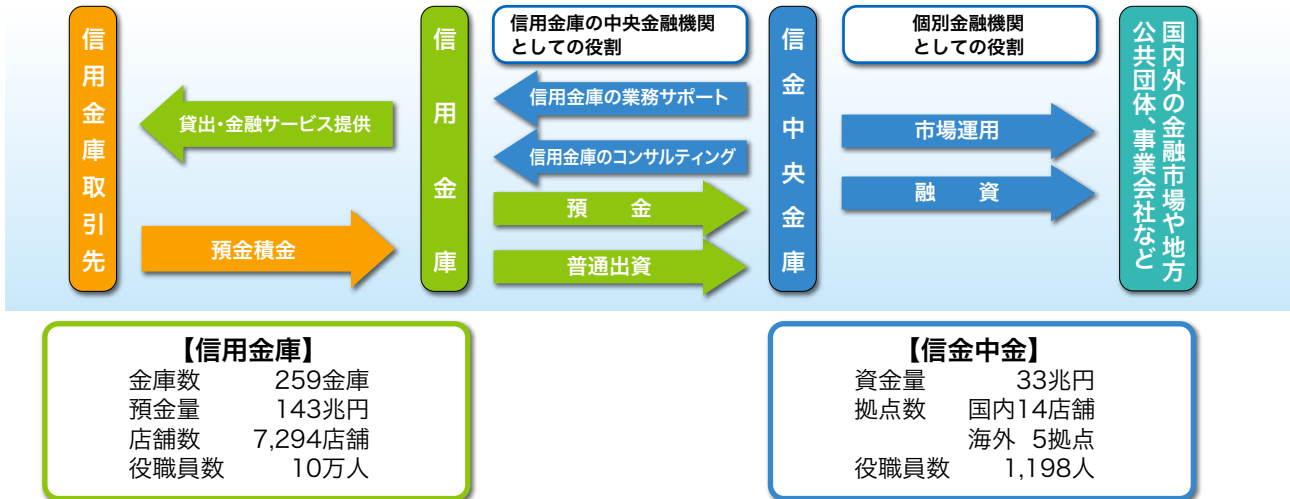
1. 預金及び定期積金の受入れ
2. 資金の貸付け及び手形の割引
3. 為替取引
4. 上記1~3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受け
 - (2) 有価証券(5)に規定する証券をもって表示される金銭債権に該当するものを除く)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするもの又は書面取次行為に限る)
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証券の取得・譲渡に係る付随業務)
 - (6) 次に掲げる者の業務の代理
 - 株式会社日本政策金融公庫
 - 独立行政法人住宅金融支援機構
 - 日本銀行
 - 年金積立金管理運用独立行政法人
 - 独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - 地方住宅供給公社
 - 西日本建設業保証株式会社
 - 日本酒造組合中央会
 - 独立行政法人環境再生保全機構
 - 一般社団法人しんきん保証基金
 - 財団法人建設業振興基金
 - 独立行政法人福祉医療機構
 - 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 - 独立行政法人勤労者退職金共済機構
 - 一般社団法人全国石油協会
 - (7) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る)
 - ①金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
 - (8) 信託会社または信託業務を営む金融機関の業務の媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)
- (9) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- (10) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- (11) 振替業
- (12) 両替
- (13) デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。14)において同じ)であって信用金庫法施行規則で定めるもの(5)に掲げる業務に該当するものを除く)
- (14) デリバティブ取引(信用金庫法施行規則で定めるものに限る)の媒介、取次ぎ又は代理
- (15) 金融等デリバティブ取引(5)に掲げる業務に該当するものを除く)
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記4により行う業務を除く)
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1) 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
 - (2) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年法律第43号)第1条第1項に規定する信託業務
 - (3) 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
 - (4) スポーツ振興投票の実施等に関する法律の定めるところにより、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの委託または独立行政法人日本スポーツ振興センターの承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行うスポーツ振興投票券の販売業務等
 - (5) 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)により行う業務
 - (6) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込み受付及び債務保証履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く)
 - (7) 電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

信金中央金庫のご紹介

信金中金は信用金庫のセントラルバンクです

信金中金は、信用金庫の出資によって設立された協同組織の金融機関であり、全国の信用金庫を会員とする「信用金庫のセントラルバンク」です。

信金中金は、信用金庫の中央金融機関として、為替・資金の集中決済や各種業務支援など信用金庫のさまざまな業務機能を補完しています。また、信用金庫から預け入れられた預金と金融債を発行して調達した資金を有価証券や貸出金などによって運用しています。



(平成31年3月末現在)

信金中金の役割

● 中央金融機関としての役割

信用金庫の「中央金融機関」として、①「信用金庫の業務機能の補完」、②「信用金庫業界の信用力の維持・向上」という2つの役割を果たしています。

信用金庫の業務機能の補完

信用金庫が個別に行うことが困難であったり、非効率である業務を補完しています。

信用金庫業界の信用力の維持・向上

信用金庫のコンサルタント、ホームドクターとして信用金庫業界の信用力の維持・向上につとめています。

● 個別金融機関としての役割

「個別金融機関」として、①「総合的な金融サービスを提供する金融機関」、②「わが国有数の機関投資家」、そして、③「地域社会に貢献する金融機関」という3つの役割を果たしています。

総合的な金融サービスを提供する金融機関

金融機関の本来業務である預貸金業務・為替業務のほか、金融債の発行業務や信託業務を行っています。また、子会社を通じて、証券、投資運用、M&A仲介等の「総合的な金融サービスを提供する金融機関」としての役割を果たしています。

わが国有数の機関投資家

約38兆円にのぼる運用資産を有し、そのうち約16兆円を国債、社債、外国証券等の有価証券で運用するなど、わが国金融証券市場において、「有数の機関投資家」として重要な役割を果たしています。

地域社会に貢献する金融機関

地方公共団体、事業会社およびPFI事業等へ貸出を行っているほか、地域および中小企業が抱える課題の解決に向けた信用金庫の取組みを積極的にサポートしており、信用金庫とともに「地域社会に貢献する金融機関」としての役割を果たしています。